

平成26年度 市営住宅の 補充入居者募集!!

平成26年度中に市営住宅で空き住宅が生じた場合の補充入居者を募集します。

平成25年度に補充入居の申し込みを行った方は、3月31日(月)をもって申込待機権利が消滅しますので再度申し込みを行ってください。

4月7日(月)～11日(金) 受付期間
市役所1階 市民相談室

入居希望者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
・政令月収(※1)が15万8,000円(裁量階層(※2)21万4,000円)以下の入居基準を満たしている方
・入居希望のいずれの方も市税を滞納していないこと
・市内に住所がある方。または、市内に主たる勤務場所がある方か、勤務しようとしている方
・現に住宅に困窮していることが明らかなる方
・入居希望のいずれの方も暴力団員ではないこと
・平成25年1月1日～12月31日の期間、入居希望者の総収入が一定基準であること
・過去5年間、市営住宅において、明け渡し命令を受けていないこと
・(※1)政令月収：入居希望者全員の年間所得から一定の控除を引いて12で割った額
・(※2)裁量階層：入居希望者に一定の障がいがある方がいる場合や未就学児童がいる場合、など
・市営住宅入居申込書(市都市整備課にて事前に配布しています)
・住民票(入居世帯全員の分)
・平成25年分の所得等を証明する書類(所得がある方全員の分)
・資格審査等申請用の納税証明書(成人の方全員の分)
・その他必要な書類(学生証、障害者手帳など)
・申し込みの際、現在の生活状況についてお聞きすることがありますので、必ず本人か家族の方が申し込みを行ってください。
※申し込みに関する詳細についてはお問い合わせください。
問い合わせ先
市都市整備課建築・住宅グループ
☎23-6422

◆児童扶養手当とは
父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭等の生活を助けるために支給される手当です。

◆児童扶養手当の支給対象
本市に住民票がある方で、次のいずれかに当てはまる18歳以下の児童(一定の障がいがある場合は20歳未満)を保護者として面倒を見ている父、母または養育者
・父母が婚姻を解消した児童
・父または母が死亡した児童
・父または母が一定の障がいにある児童
・父または母の生死が明らかではない児童
・父または母から1年以上養育を放棄されている児童
・父または母が裁判所からのDV(家庭内暴力)保護命令を受けた児童

◆児童扶養手当の申請方法
次の書類等を持参し、市子ども課で申請してください。(※3)～(※7)は後日提出でも可能です
①戸籍謄本(申請者と児童の分)
②1月1日に住民票があった市町村が発行する所得課税証明書
③家族全員の健康保険証
④申請者本人の預金通帳
⑤印鑑
⑥年金手帳
⑦アパートの契約書など住宅の状況が分かるもの
⑧その他必要な書類
※今後、金額が改定される場合があります。

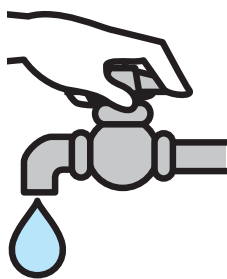


水道料金・下水道使用料の料金を改定します

消費税法の一部改定により、消費税および地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、平成26年5月分(6月請求)から「水道料金・下水道使用料」についても同様に5%から8%へと改定します。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先
市水道部庶務課営業グループ
☎23-6514



消費税および地方消費税の増税に伴うそのほかの料金・使用料等の改正については、4月号でお知らせします。

◆児童扶養手当の支給額
平成26年4月の支給額は次の表のとおりです。

区分	全部支給	一部支給
児童1人の場合	41,020円	9,680円～41,010円
児童2人の場合	46,020円	14,680円～46,010円

※児童3人以上の場合、児童2人の支給額に、一人につき3,000円を加算した額になります。
※一部支給は受給者の所得に応じて支給額が変わります。

申請・問い合わせ先
市子ども課子育てグループ
☎23-6529

※受け付けは随時行っています。
※受給資格があっても、申請がない限り手当は支給されませんので、ご注意ください。